

令和7年第3回山ノ内町議会臨時会会議録

山ノ内町告示第65号

令和7年6月2日（月） 山ノ内町役場議場に開く。

令和7年6月2日（月） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 1号 放棄した私債権の報告について（水道料金）
- 4 報告第 2号 令和6年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 5 承認第 3号 専決処分の承認について
専決第 1号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）
- 6 承認第 4号 専決処分の承認について
専決第 2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 7 承認第 5号 専決処分の承認について
専決第 3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 承認第 6号 専決処分の承認について
専決第 4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 9 承認第 7号 専決処分の承認について
専決第 5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 承認第 8号 専決処分の承認について
専決第 6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 11 承認第 9号 専決処分の承認について
専決第 7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）
- 12 承認第10号 専決処分の承認について
専決第 8号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 承認第11号 専決処分の承認について
専決第 9号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第32号 令和7年度（仮称）湯田中温泉公園整備工事請負契約の締結について

○ 本日の会議に付した事件……………14まで議事日程のとおり

追加日程第1 議長の辞職の件

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 副議長の選挙について

15 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

16 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

追加日程第4 北信広域連合議会議員の選挙について

追加日程第5 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

追加日程第6 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

追加日程第7 議席の一部変更について

追加日程第8 同意第1号 山ノ内町監査委員の選任について

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	宮崎敏之
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴英君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

(午前10時00分)

議長(湯本晴彦君) おはようございます。本日はご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。

会議に入る前に、執行機関側の座席の変更について申し上げます。

去る4月1日付の組織改正及び人事異動に伴いまして、お手元に執行機関側の新たな座席表を配付しましたのでご確認をお願いします。

また、議会事務局職員の職務引継ぎのため、湯本前議事係長の出席を許可しましたのでご承知おきください。

次に、クールビズについて申し上げます。

本年もクールビズを実施しておりますので、ご承知願います。

(開 会)

(午前10時01分)

議長(湯本晴彦君) ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和7年第3回山ノ内町議会臨時会を開会します。

議長(湯本晴彦君) 町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回山ノ内町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますこと厚くお礼申し上げます。

本議会に町側からご提案申し上げます案件は、報告事項2件、専決処分の承認9件、契約締結議案1件の、合わせて12件でございます。

十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本臨時会は、議会構成などが行われる重要な議会です。議会のルールに従われ、それぞれ円滑にご選任されますことをお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

(開 議)

(午前10時02分)

議長(湯本晴彦君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(湯本晴彦君) 諸般の報告を行います。

去る3月25日、令和7年3月岳南広域消防組合議会定例会が開催され、専決処分の報告1件、条例の一部改正1件、令和7年度一般会計予算については、いずれも原案のとおり可決されま

した。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（湯本晴彦君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

10番 渡辺正男 議員

11番 山本光俊 議員

12番 小林克彦 議員

を指名します。

2 会期の決定について

議長（湯本晴彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

3 報告第1号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

4 報告第2号 令和6年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 報告第1号 放棄した私債権の報告について（水道料金）及び
日程第4 報告第2号 令和6年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についての2件を一括上
程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 報告第1号及び報告第2号について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について債権を放棄したものです。放棄した金額は103万856円で、件数は平成26年度から令和4年度に係る153期分、債務者は14名です。

放棄の理由は、条例第14号第1項第6号に該当し、徴収停止後、私債権管理条例規則に定める期間を1年を経過したものです。

放棄決定日は令和7年3月31日で、水道事業会計において不納欠損を併せて実施しておりま

す。

続きまして、報告第2号 令和6年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についてご説明申し上げます。

令和6年度山ノ内町一般会計予算の繰越につきましては、令和6年度一般会計予算のうち、当初予算で繰越のご承認をいただきました塵芥車購入事業をはじめ、6月議会第3号補正での消防車両購入事業、12月議会第8号補正での自然保護センター改修事業及び3月議会第10号補正での原油高騰対策事業ほか6事業であり、併せて10件となります。

繰越した額の総額3億3,557万円につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整しましたのでご報告申し上げます。

以上、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

十分ご審議の上、報告のご受理をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） まず、報告第1号について質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示して1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

報告第1号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第1号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 放棄した私債権の報告について（水道料金）は、報告書のとおり受理することに決定しました。

次に、報告第2号について質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

計算書を見ますと、繰越をせざるを得なかったと、いわゆる国からの収入特定財源が入らないので予定だったけれども歳入がなかったということです。これが町とすればやむを得ない事情なんです、この8項目について歳入の見込みはどのようになっているのでしょうか。現在で見込みが見えるのかどうか、伺います。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

こちら繰越の項目に関しましては、各課それぞれの事業になっておりますので、詳細まで国の動きなどの手当の動きに関しては十分把握しているわけではありませんが、国から入ってくる前提で繰越を予定しておりますので、その都度対応することになるかと思えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和6年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

5 承認第3号 専決処分の承認について

専決第1号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）

6 承認第4号 専決処分の承認について

専決第2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

7 承認第5号 専決処分の承認について

専決第3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

8 承認第6号 専決処分の承認について

専決第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（湯本晴彦君） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認について専決第1号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）から日程第8 承認第6号 専決処分の承認について専決第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの4件を一括上程し、議題とします。

以上4件について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） では、承認第3号から承認第6号までの4件について一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分の承認について専決第1号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものです。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ3億9,683万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億3,150万4,000円とするものです。

地方債の補正では、過疎対策事業以下、緊急自然災害防止対策事業まで主に事業費の確定による限度額の変更です。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましても、歳入見込みによる町民税及び固定資産税の減などにより減額補正して

おります。

地方譲与税では、森林環境譲与税の増などによる増額補正です。

株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金及び地方消費税交付金につきましては、交付決定額に伴いそれぞれ増額補正しております。

地方交付税につきましては、特別交付税の交付決定額増に伴い増額補正するものです。

国庫支出金及び県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金事業などによる減や子ども・子育て支援交付金、臨時道路除雪事業費補助金などによる増で、それぞれ事業費が確定したための補正によるものです。

寄附金につきましては、一般寄附金の減額、ふるさと寄附金の増額など収入実績に伴う補正です。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金などによる減額補正です。

町債では、観光施設整備事業、自然保護センター改修事業の増や道路改修改良事業、町営住宅長寿命化型改修改善事業による減で、それぞれの事業費の精算により補正するものです。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額については、事業の精算などによる補正です。

続きまして、承認第4号 専決処分の承認について、専決第2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,493万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,225万円とするものです。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税及び諸収入の増額と県支出金及び他会計繰入金の減額です。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費、保険事業費等の減額です。

次に、承認第5号 専決処分の承認について、専決第3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,519万5,000円とするものです。

歳入の内容は、決算見込みにより後期高齢者医療保険料を152万5,000円減額、督促手数料を9,000円増額、諸収入の保険料還付金等を11万6,000円減額するものです。

歳出の内容は、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を141万6,000円減額、保険料還付金を21万6,000円減額するものです。

次に、承認第6号 専決処分の承認について、専決第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、令和6年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ3,693万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,904万8,000円とするものです。

歳入の主な内容は、保険料800万円及び繰入金3,124万7,000円を減額、諸収入は各種教室等の精算及び介護給付費返納金による230万9,000円を増額するものです。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費及び地域支援事業費を減額し、過年度の国庫補助金の返還による諸支出金を増額するものです。

以上、承認第3号から承認第6号まで一括してご説明申し上げました。

なお、承認第3号を総務課長、承認第4号を健康福祉課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

承認第3号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） 次に、承認第4号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第3号について質疑を行います。

9番 高田佳久議員。

9番（高田佳久君） 9番 高田佳久です。

1件だけお願いしたいかと思えます。

ページについては、18ページの繰入金の関係をちょっとお聞きしたいと思えます。

繰入金が一番上段にあります財政調整基金の繰入の関係なんですけど、令和6年度に関しましては、最終補正になるということで、ほぼ決算見込みに近いのかなとは感じますが、令和元年度に3,000万円近く財政調整基金取崩しという形になっています。5年ぶりに今回も財政調整基金を崩さなければいけない形の一応数字にはなっているんですけど、取崩に当たっては、主要因、考えられる要因という部分がどういう形で今考えているかということをお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

全体の傾向というか考察する部分につきましては、まず、令和元年度ですかね、令和2年度、令和3年度と、新型コロナによって交付金の金額が予定していたよりもかなり多額の交付金が入ってきていたというのがありまして、歳入に関してはそのあたりが膨らんだという形になります。今回、一部基金を切り崩してということの背景としましては、1つは、物価高騰というのも大きな要因であると思えますし、もう一つは、人件費の増などが大幅に増えたということが要因だろうと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかに。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

2点お願いします。

一般会計で9ページ、町税、この固定資産税の歳入見込みがほぼ決算ということですが、2,000万円の現年課税分、それから滞納繰越分、滞納繰越分の970万円は相手があることで、固定資産税の2,000万円の減というのが生じた主な理由は何でしょう。

議長（湯本晴彦君） 住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） お答えいたします。

固定資産税の減につきましては、まず、大きな要因として2点ほど推測しております。

まず1つにつきましては、当初予算の段階での予算計上なんです、こちらにつきましては、実施計画に伴った数字と同数字なんです、過去3年間の数字を用いまして収納率を求めました。収納率の今回の補正に関しまして、過去3年間と今ほど申し上げましたが、コロナ禍の部分につきましては、猶予等ございましたので、その分除いたもの、令和元年と令和5年のものの平均を取りまして採用させていただきました。それに伴う減が一つです。

もう一つの減の要因といたしましては、令和6年度は評価替がありましたので、土地の下落、約2・3%の下落が見込まれておりましたので、そちらの減となります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） それでは、今の答えについて伺います。収納率は最終的には出納検査が終わったわけですが、収納率は何%か。

それから、評価替というんですが、評価替は事前に分かっている、1月1日現在の額は確定、評価替後の額が確定して当初予算に載せておられるんじゃないんでしょうか。その2点。

議長（湯本晴彦君） 住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） まず、収納率ですが、今補正での段階では91.8%見込んでおります。

評価替に関します減につきましては、当初予算では見込んでおりませんでした。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） では、2点目です。

土木費で40ページですね、道路新設改良費、先ほどの1,897万4,000円、事業の見送りだという話ですが、これ当初予算計上するときは国等の予算見込みをつけて上げていらっしゃるんだと思うんですが、これどういう事情で採択にならなかったということなんですか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えいたします。

予算では、満額で入ってくるもので予算は作成しているんですが、それが今までもある程度はなっていたんです。去年におきましては、がくっと落ちてしまいまして、その辺の申請が、特に重点的な項目とかいうのがなかったもので、極端にちょっと落ちちゃった部分がありましたので、ちょっと大分落ちちゃった、内示のほう落ちちゃったということでそのような状況になりました。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 最初に何うのを落としましたが、ちなみにここはどこの路線かということと、令和7年度の国・県との交渉の経過はどうなんでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 場所につきましては、ちょっとあれなんですけど、どこだっけかな、すみません、ちょっとお待ちください。

議長（湯本晴彦君） 答弁整理のため、暫時休憩とします。

（「議長、後で結構です」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） では、あとでよろしいですか。

あとでお願いいたします。

（休憩）

（午前10時46分）

（再開）

（午前10時46分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） すみません、お答えします。

今年度につきましては、そういった要望重点事項とものを项目的に上げさせていただきまして、そういったもので計画をつくりまして申請していますので、今年度は今のところ満額で受けていただいております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

2点お願いいたします。

23ページの総務費の中の18負補交のところなんですけど、先ほど地域活性化起業人のところで、596万3,000円減額ということで協定解除という説明でした。これは財源、特別交付税という説明もいただいているんですが、要は町として支払った金額と特別交付税で補填というか、されるその辺の差引きというのはどんなふうになるんでしょうか。

今回、特別交付税については、主に除雪の関係で補正が、先ほど説明がありました。地域活性化企業人にはほかの地域おこし協力隊とか、その辺の減額というの、何というんだらう、入ってくるのと出ていくのとのその辺のものというのは、どういうふうにかは理解すればいいの、その辺説明いただければと思うんですが。

議長（湯本晴彦君） 未来創造課長。

未来創造課長（堀米貴秀君） 地域活性化企業人の3名分、総務費の分についてお答えします。

負担金について1,326万4,308円、こちらお支払いしております。こちらについては、全額一般財源ということでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） では、2点目お願いいたします。

33ページの一番上なんです。予防費の中の予防接種2,310万円の金額ということで、新型コロナワクチンの関係なのかなと思いますが、これは当初見込んだ数字と実際にはどういうふうになって、結果的にこのぐらい減ったというその辺の数字について教えていただきたいと思っています。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

予算で見込んでおりましたのが2,300人で計上しておりましたが、実際には今のところ精査しているところではございますが、830人ぐらいということでございます。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について、専決第1号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり承認されました。

承認第4号について質疑を行います。

10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） 4ページのところが分かりやすいのかな、保険給付費の先ほど2億5,000万円減額という説明がありましたけれども、見込みが難しいんだということの説明だっ

たんですが、実際にこれだけ保険給付費が減るというのは、かなり10億円を下回って今現在8億9,500万円ぐらいですか、過去ないぐらいな減少だと思うんです。被保険者の減少とかもあるのかもしれないですが、大幅に減った原因というのはどう分析されているでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えします。

昨年度につきましては、診療月によりましては、プラス6%、またはマイナス15%という月も乱高下しまして推移を見守ってきたところではありました。現在決算の状況を分析している最中ではございますが、私が速報値で見た感覚で申し上げますと、入院をされた件数と費用額が大分少なかったように分析しております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認されました。

承認第5号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について、専決第3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） 1点、お願いいたします。

4ページと6ページなのですが、保険給付費についてです。

今回、3,650万円の減額になっていますが、17億1,100万円という見込みですか、決算見込みですけれども、昨年もこの3月の補正、これとちょうど1年前の段階で、決算見込みが実際には17億4,852万円という見込みで報告がありましたが、結果的に決算になった16億5,700万円ということで、最終補正から決算について9,000万円下がっているんですね。今回のこの6ページが一番にあります介護サービス等諸費の特定財源のところを見ますと、基金繰入れだけで調整がされていて、実際には国だとか、支払基金からのそれが、補正が入っていないので、そんなに正確な数字ではないなと感じ取れるわけです。昨年並みにまたここから何千万円も減るのかなという気がしているんですが、実際に3月の終わりの段階での補正ですので、それから2か月たっています。より決算に近い数字というのはもう把握されていると思いますので、保険給付費、実際にはどのぐらいになるか、その辺の予想を、現時点での予想をお願いしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

渡辺議員のご指摘のとおり、国・県の負担金等につきましては、3月の補正で補正させていただいておりましたので、今回の専決につきましては、基金繰入金のほうで財源を減額させていただいておりますが、最終的には16億円台で決算になるかというふうに見込んでおります。

また、予算とは大して差が出ないのではないか、今回の予算につきましては、大して決算と相違がないのではないかと見込んでおります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしを認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

ここで議場整理のため11時10分まで休憩いたします。

(休憩)

(午前10時59分)

(再開)

(午前11時10分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(湯本晴彦君) 初めに、建設水道課長からの発言を認めます。
建設水道課長。

建設水道課長(高木和彦君) 先ほどの小林克彦議員の質問にお答えいたします。

この箇所につきましては、道路橋梁の補修設計の部分につきましては、1,400万円ぐらい少なくなっていましたので、竜王橋につきましては昨年度やる予定でしたので、それが今年度ということで延期しております。その分であります。

9 承認第7号 専決処分の承認について

専決第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

10 承認第8号 専決処分の承認について

専決第6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

11 承認第9号 専決処分の承認について

専決第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(湯本晴彦君) 日程第9 承認第7号 専決処分の承認について、専決第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第2号)から日程第11 承認第9号 専決処分の承認について、専決第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)までの3件について一括上程し、議題とします。

以上3件について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 承認第7号から承認第9号までの3件について一括してご説明申し上げます。

承認第7号 専決処分の承認について、専決第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を770万3,000円増額し、総額4億9,259万4,000円に、支出額を531万2,000円減額し、総額を4億7,878万3,000円にするものです。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を2,000円減額し、総額1,872万1,000円にするものです。

内容につきましては、下水道使用料の増額及び国庫、県、一般会計補助金の精算等及び事業費確定による減額補正です。

続きまして、承認第8号 専決処分の承認について、専決第6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、収入額を1,099万7,000円減額し、総額1億6,273万6,000円に、支出額を1,024万5,000円減額し、総額1億6,158万円にするものです。

内容につきましては、一般会計補助金の精算等及び事業費確定による減額補正です。

次に、承認第9号 専決処分の承認について、専決第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、収入額を1,737万6,000円増額し、総額を4億6,107万5,000円に、支出額を1,449万2,000円増額し、総額4億1,490万6,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を860万5,000円減額し、総額2,354万5,000円に、支出額を60万5,000円減額し、総額1億6,920万9,000円とするものです。

内容につきましては、水道使用料増加に伴う水道料金の増額、大規模な修繕に備えるための特別修繕引当金の計上、上水道事業に係る企業債の減額、消火栓受託工事及び簡易水道施設更新工事完了による減額、一般会計補助金の精算による減額です。

以上、承認第7号から承認第9号について一括してご説明申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第7号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について、専決第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

承認第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり承認されました。

承認第9号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり承認されました。

12 承認第10号 専決処分の承認について

専決第8号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

13 承認第11号 専決処分の承認について

専決第9号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 日程第12 承認第10号 専決処分の承認について、専決第8号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13 承認第11号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 承認第10号及び承認第11号について一括してご説明申し上げます。

承認第10号 専決処分の承認について、専決第8号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法との一部を改正する法律等が令和7年3月31日に交付されたことに伴って

改正したものです。

今回の税制改正に伴う税条例の改正概要は、特定親族、特定控除の導入に伴う個人住民税等の改正や軽自動車税税収別割に係る車両区分の見直しなどが主な内容です。

続きまして、承認第11号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を開設する政令が令和7年3月31日に交付されることに伴って改正したものです。

今回の地方税法の施行令の改正に伴い、課税限度額及び軽減処置に係る基準額の限度額を引き上げるものです。

以上、承認第10号及び承認第11号についてご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、住民税務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第10号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について、専決第8号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

承認第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

14 議案第32号 令和7年度(仮称)湯田中温泉公園整備工事請負契約の締結について

議長(湯本晴彦君) 日程第14 議案第32号 令和7年度(仮称)湯田中温泉公園整備工事請負契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第32号 令和7年度(仮称)湯田中温泉公園整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

内容は、旧社会体育館跡地に整備する(仮称)湯田中温泉公園の整備工事で1億4,960万円にて、平穩・下田特定建設工事共同事業体と請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、建設水道課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(高木和彦君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番(小林克彦君) 12番 小林克彦です。

これについては、2月ですかね、全協で説明いただいて、湯田中防災広場というようなことも含めて行うということで、私ども当初予算承知しているんですが、このときに今課長から説明があった施設計画平面図とか、それから面積の関係説明いただいているんですけども、今までもあまりそういうことはなかったかもしれません。土木工事というのは非常に一般町民、それから私たちから見ても、いわゆるハードの中でも建物のように金額が見えないということがあったりして、この内容について、例えば計画平面図等に沿ったような内訳を説明をさせていただくような予定はございませんか。

議長(湯本晴彦君) 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） もし議会のまたそういったことがあれば、そういった機会があれば、また説明はさせていただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 機会というのは、どういう意味なんでしょうか。機会を設けるのか設けないかということになると思うんだが。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

この場でもっと詳しく説明ということですか。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 議会でそこまでやるということはないと思うんですよ。いつもでしたら、例えば全協とか、そういうところで結構だと思んですが。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 全協でもしお答えさせていただければ、開いていただいて要請がありましたら、出席はいたすことはやぶさかではありません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第32号 令和7年度（仮称）湯田中温泉公園整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで議場整備のため暫時休憩します。

（休憩） （午前11時33分）

（再開） （午前11時37分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（湯本晴彦君） ここで、議長を交代します。

白鳥金次副議長、議長席にお着き願います。

(議長と交代、副議長白鳥金次君議長席に着く。)

副議長(白鳥金次君) 議長に代わり議事を進行します。

日程の追加

副議長(白鳥金次君) 先刻の休憩中に、湯本晴彦議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件

副議長(白鳥金次君) 追加日程第1 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、湯本議員の退席を求めます。

(14番 湯本晴彦君退席)

副議長(白鳥金次君) 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

(議会事務局長鈴木明美君辞職願を朗読する。)

副議長(白鳥金次君) お諮りします。湯本晴彦議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、湯本晴彦議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

湯本晴彦議員の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(14番 湯本晴彦君復席)

日程の追加

副議長(白鳥金次君) ただいま議長の辞職許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙について

副議長（白鳥金次君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議会事務局職員議場を閉鎖する。）

副議長（白鳥金次君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付します。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

副議長（白鳥金次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

副議長（白鳥金次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

副議長（白鳥金次君） 異状なしと認めます。

投票に当たり、念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票を願います。

事務局長。

議会事務局長（鈴木明美君） それでは、議席順に氏名を申し上げますので、議長席に向かって右側から登壇いただき、投票箱に投票され、左側から議席に戻っていただきますようお願いいたします。

それでは、申し上げます。

1番 小田孝志議員、2番 畔上恵子議員、3番 小林仁議員、4番 志鷹慎吾議員、5番 塚田一男議員、6番 湯本るり子議員、8番 徳竹栄子議員、9番 高田佳久議員、10番 渡辺正男議員、11番 山本光俊議員、12番 小林克彦議員、14番 湯本晴彦議員、最後に、白鳥金次副議長です。

以上です。

副議長（白鳥金次君） 投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）

副議長（白鳥金次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

（議会事務局職員投票箱を閉鎖する。）

副議長（白鳥金次君） 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に6番 湯本るり子議員、8番 徳竹栄子議員、11番 山本光俊議員、14番 湯本晴彦議員を指名します。

4名の方は、開票の立会いをお願いいたします。

（湯本るり子議員、徳竹栄子議員、山本光俊議員、湯本晴彦議員立会いの下議会事務局職員開票する。）

副議長（白鳥金次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	13票
有効投票	12票
無効投票	1票です。

有効投票のうち

白鳥金次	8票
小林仁議員	4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、13番 白鳥金次が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

副議長（白鳥金次君） ただいま議長に13番 白鳥金次が当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長（白鳥金次君） 続いて、議長の当選承諾と就任の挨拶を登壇して行います。

（13番 白鳥金次君登壇）

13番（白鳥金次君） ただいまの議長選挙におきまして、大変多くの議員諸兄氏の皆様からご支持をいただき、当選の栄をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。改めて議員各位には御礼を申し上げますとともに、謹んで議長の職をお受けいたします。

就任に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

今まさに議長という重責を強く感じておりますとともに、議長として「忘己利他」、公平と中立の立場を遵守して議会運営に努めてまいります。

申し上げるまでもなく、地方自治におけるの議会は、二元代表制の下で直接町民の皆様の声聞き、負託に応え、町民の福祉の向上に努めていくとともに、町全体の利益と発展に心がけることが重要な責務であると考えております。

町民の皆様には、議会及び活動に対してのご理解は、十分とは言い難い現状であることは私自身感じております。この距離感を少しでも縮めていくために、議会改革、議会改善、活性化

などをさらに進めてまいりたいと考えております。

そのためには、議員諸兄氏におかれましては、今まで以上に議員活動に対しての時間を生み出していただくことを切にお願いしておきます。

そして、執行機関側からはチェック・アンド・バランスの立場で権能を果たし、町の発展、魅力ある町、そしてより住みよいまちづくりに皆さんとともに貢献をしていきたいと考えています。

町長はじめ理事者、管理職並びに全職員との意思の疎通を円滑にする必要があります。それぞれの立場は変わりますが、町民の福祉の向上をはじめ、豊かな人生を送るために様々なことをお互いに取り組み、実践をしてみたいというふうに思っております。両者の見せる先は同じだと思っています。

改めて申し上げます。議員、町長をはじめ、理事者、管理職、職員のご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げます。

結びに、僭越ですが、次の言葉を申し上げます。「心を耕し 生きる喜び 共に味わう」、
「心を耕し 生きる喜び 共に味わう」。

以上を申し上げて、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。（拍手）

議長（白鳥金次君） 以上をもって、議長選挙を終わります。

ご協力ありがとうございました。

議事を進行します。

不慣れな議長ですが、ご協力をお願いします。

議長（白鳥金次君） ここでただいま退任されました湯本晴彦前議長から退任のご挨拶があります。

（14番 湯本晴彦君登壇）

14番（湯本晴彦君） 第19代議会前期議長を務めさせていただきました湯本晴彦です。

退任の挨拶をさせていただきます。

町長が16年ぶりに代わり、まさに変わり目の時期の議長をさせていただきました。任期中に1人の議員が欠けるという非常に残念な局面もありましたが、13人の議員でここまで無事議会を運営してこられましたことにまず安堵しているところでございます。

私の思いとしては、議会をまとめること、そして町と連携しながら、時には厳しく、時には協力し、町をよくしていくために全力投球したいという思いで議長となることを志しました。

この2年間を振り返りますと、新しい山ノ内町議会の一歩として、議員全員によるコンプライアンス研修、そして議員の資質向上に努め、また、前議会において補正予算の審査委員会による審査をしました。また、町側とも子供海外留学支援補助金について意見交換会を行うなど、新しい試みも実施してきました。

私自身も、慣例としては珍しく議長という立場で一般質問に臨み、議会としての姿勢を示してきたつもりです。

甚だ力不足であったとは思いますが、こうして無事に終えることができたのは、ここにいる議員の皆様、そして議会事務局の支えのおかげであり、非常に感謝の念が堪えません。

また、理事者、管理職、そして全職員の皆様においても、議長として至らない部分もあったかと思いますが、ご理解とご協力をいただきましたことに心から感謝をいたしております。

ここで、この第19代議会は折り返し地点となります。私も今後は次期白鳥議長を支え、町民に開かれ、真に信頼される議会となれるように力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましても、町の発展のために英知を結集し、今後ともご尽力いただきたくお願いを申し上げます。

結びになりますが、本日ご列席の皆様のみすますのご健勝とご多幸並びに山ノ内町のますますの発展を祈念して、退任の挨拶とさせていただきます。

2年間本当にありがとうございました。（拍手）

議長（白鳥金次君） 大変ご苦勞さまでした。

湯本前議長には大変ご苦勞さまでした。皆様方もう一度大きな拍手をお願いいたします。

（拍手）

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

（休憩）（午後 零時13分）

（再開）（午後 1時15分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（白鳥金次君） 先刻の議長選挙で副議長が議長に当選したことにより、副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 副議長の選挙

議長（白鳥金次君） 追加日程第3 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議会事務局職員議場を閉鎖する。)

議長(白鳥金次君) ただいまの出席議員数は13名です。

投票用紙を配付します。

(議会事務局職員投票用紙を配付する。)

議長(白鳥金次君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。)

議長(白鳥金次君) 異状なしと認めます。

投票に当たり、念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

議会事務局長(鈴木明美君) それでは、議長選挙と同様に氏名を申し上げますので、同じ方法で投票をお願いします。

1番 小田孝志議員、2番 畔上恵子議員、3番 小林仁議員、4番 志鷹慎吾議員、5番 塚田一男議員、6番 湯本るり子議員、8番 徳竹栄子議員、9番 高田佳久議員、10番 渡辺正男議員、11番 山本光俊議員、12番 小林克彦議員、14番 湯本晴彦議員、最後に、白鳥金次議長です。

以上です。

議長(白鳥金次君) 投票漏れはありませんか。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

(議会事務局職員投票箱を閉鎖する。)

議長(白鳥金次君) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に6番 湯本るり子議員、8番 徳竹栄子議員、11番 山本光俊議員、14番 湯本晴彦議員を指名します。

4名の方は、開票の立会いをお願いします。

(湯本るり子議員、徳竹栄子議員、山本光俊議員、湯本晴彦議員立会いの下議会事務局職員開票する。)

議長（白鳥金次君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	13票
有効投票	12票
無効投票	1票です。

有効投票のうち

小田孝志議員	7票
渡辺正男議員	5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、1番 小田孝志議員が副議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

議長（白鳥金次君） ただいま副議長に当選されました1番 小田孝志議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長（白鳥金次君） 小田孝志議員から、副議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

1番 小田孝志議員、登壇。

（1番 小田孝志君登壇）

1番（小田孝志君） ただいまご紹介に預かりました小田孝志でございます。

このたび、山ノ内町議会議員第19代後期の副議長という重責を拝命いたしました。身の引き締まる思いであり、改めて議員各位のご信頼に心より感謝申し上げます。

正直言って自分の名前が出ると思っていなかったものですから、ろくな挨拶文も考えておりません。

副議長という立場は、議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めるとともに、時には議長に代わってその職務を担う責任ある役職です。その職責の重みをしっかりと受け止め、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

議会は、町民の代表が集い、町政の方向性を定め、町の未来を築く場であります。多様な意見が交わされる中で建設的な議論を進めるためには、開かれた議会、対話を重視した議会運営が不可欠です。私は、その調和と公正を保つ潤滑油としての役割を果たしていきたいと考えております。

また、副議長として特に大切にしたいことが3点あります。

1つ目は、透明性です。町民に開かれた議会運営を目指し、情報発信の在り方にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

2つ目は対話です。異なる意見に耳を傾け、合意形成に向けた橋渡し役を担っていきたいと

思います。

3つ目は、未来志向です。人口減少や地域経済の変化など町が抱える課題に対して長期的な視点を持って対応する議会運営を支えてまいります。

町民の皆様の暮らしを守り、よりよい未来を切り開くために、私自身も不断の努力を続けてまいります。

私の好きな言葉に、松下幸之助翁の「道はいくらでもある」という言葉がございます。結論は同じかもしれませんが、いろいろな考え方をすることによってよりよい考えを導き出す、あるいは閉塞感が出た場合でも、もっと違うやり方があるんじゃないか、そのような考え方を持って私は67年間生きてまいりました。この言葉は、今までの私の人生で非常に心の支えになりました。今後もその言葉を一つのよりどころとして、先ほど言いましたような3つの大事にしたいことを実現するべく頑張っていきたいと思います。

また、しっかり議長を支えてこの2年間しっかりやっていきたいと思っております。どうか今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

整いませんが、挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（白鳥金次君） 以上をもって、副議長選挙を終わります。

ここで議会運営協議のため、暫時休憩します。

なお、再開時間は追って庁内放送でお知らせいたします。

（休憩）

（午後 1時34分）

（再開）

（午後 4時15分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

議長（白鳥金次君） 日程第15 山ノ内町議会常任委員会委員の選任を行います。

議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長（鈴木明美君） 説明申し上げます。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で常任委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第1条で「議会に常任委員会を置く」とされており、議会委員会条例第7条第1項及び第7条第2項並びに第7条第4項の規定から、選任を願うものであります。

なお、委員定数は、議会委員会条例第2条で、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会がそれぞれ7人、広報常任委員会が6人、予算決算審査委員会が13人とされております。任期につきましては、議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年となっております。

以上です。

議長（白鳥金次君） お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4

項の規定により、議長指名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をしたいと思います。

常任委員会委員の名簿を配付いたします。

(議会事務局職員常任委員会委員名簿を配付する。)

議長(白鳥金次君) 議会事務局長から各常任委員会委員の氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(鈴木明美君) それでは、朗読いたします。

常任委員会委員選任表。

委員会名と委員を申し上げます。

総務産業常任委員会委員

小林 仁 議員	志 鷹 慎 吾 議員	湯 本 るり子 議員
徳 竹 栄 子 議員	山 本 光 俊 議員	白 鳥 金 次 議員

社会文教常任委員会委員

小 田 孝 志 議員	畔 上 恵 子 議員	塚 田 一 男 議員
高 田 佳 久 議員	渡 辺 正 男 議員	小 林 克 彦 議員
湯 本 晴 彦 議員		

広報常任委員会委員

小林 仁 議員	畔 上 恵 子 議員	志 鷹 慎 吾 議員
湯 本 るり子 議員	高 田 佳 久 議員	渡 辺 正 男 議員

予算決算審査委員会委員

小 田 孝 志 議員	畔 上 恵 子 議員	小 林 仁 議員
志 鷹 慎 吾 議員	塚 田 一 男 議員	湯 本 るり子 議員
徳 竹 栄 子 議員	高 田 佳 久 議員	渡 辺 正 男 議員
山 本 光 俊 議員	小 林 克 彦 議員	白 鳥 金 次 議員
湯 本 晴 彦 議員		

令和7年6月2日選任です。

以上です。

議長(白鳥金次君) お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、各常任委員会の正副委員長の選任について申し上げます。

常任委員会の正副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、休憩中に各委員会で互選願います。決定次第、事務局に報告願います。

ここで、暫時休憩します。

(休憩) (午後 4時20分)

(再開) (午後 4時20分)

議長(白鳥金次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(白鳥金次君) 各常任委員会から正副委員長の報告がありましたので、議会事務局長から氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(鈴木明美君) 朗読します。

総務産業常任委員会	委員長	山本光俊	議員
	副委員長	湯本るり子	議員
社会文教常任委員会	委員長	高田佳久	議員
	副委員長	畔上恵子	議員
広報常任委員会	委員長	志鷹慎吾	議員
	副委員長	渡辺正男	議員
予算決算審査委員会	委員長	小田孝志	議員
	副委員長	徳竹栄子	議員

以上です。

議長(白鳥金次君) ただいまの報告のとおり決定しました。

16 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

議長(白鳥金次君) 日程第16 山ノ内町議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長(鈴木明美君) 説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第109条第1項「条例で議会運営委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第4条の2第1項で「議会に議会運営委員会を置く」とされておりますことから選任を願うものであります。

選任の方法は、常任委員会と同様に、会期の初めに「議長が会議に諮って指名する」と規定されています。

なお、任期は2年、定数は6人です。

以上です。

議長（白鳥金次君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

議会運営委員会委員名簿を配付します。

（議会事務局職員議会運営委員名簿を配付する。）

議長（白鳥金次君） 議会事務局長から議会運営委員会委員の氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（鈴木明美君） それでは、朗読いたします。

議会運営委員会委員選任表。

議会運営委員会委員

志 鷹 慎 吾 議員 畔 上 恵 子 議員 高 田 佳 久 議員

渡 辺 正 男 議員 山 本 光 俊 議員 湯 本 晴 彦 議員

以上です。

議長（白鳥金次君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の正副委員長の選出について申し上げます。

議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、休憩中に互選をお願いいたします。決定次第、事務局に報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。

（休 憩）

（午後 4時24分）

（再 開）

（午後 4時25分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（白鳥金次君） ただいま議会運営委員会から正副委員長の報告がありましたので、申し上げます。

委員長 湯本晴彦 議員

副委員長 畔上恵子 議員

ただいまのとおり決定しました。

日程の追加

議長（白鳥金次君） お諮りします。本臨時会での議会構成に伴い、北信広域連合規約に基づき、当町議会からの選出いたしました14番 湯本晴彦議員、9番 高田佳久議員、13番 白鳥金次が同連合議員を辞職されました。

また、北信保健衛生施設組合規約に基づき、当町議会から選出いたしました14番 湯本晴彦議員、9番 高田佳久議員、13番 白鳥金次が同組合議員を辞職されました。

さらに、岳南広域消防組合規約に基づき、当町議会から選出いたしました14番 湯本晴彦議員、5番 塚田一男議員、13番 白鳥金次が同組合議員を辞職されました。

以上、申し上げました3組織いずれの規約でも、連合・組合議員に欠員が生じたときは速やかに選挙を行わなければならないとされています。このことから、連合及び2組合議員の選挙を順次日程に追加し、行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、連合及び2組合議員の選挙を順次日程に追加し、行うことに決定しました。

追加日程第4 北信広域連合議会議員の選挙について

議長（白鳥金次君） 追加日程第4 北信広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

1番 小田孝志 議員

9番 高田佳久 議員

13番 白鳥金次

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の議員を北信広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の議員が北信広域連合議会議員に当選されました。

議長(白鳥金次君) ただいま当選されました1番 小田孝志議員、9番 高田佳久議員、13番 白鳥金次が議場におられますので、会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第5 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

議長(白鳥金次君) 追加日程第5 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

1番 小田孝志議員

9番 高田佳久議員

13番 白鳥金次

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の議員を北信保健衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の議員が北信保健衛生施設組合議会議員に当選され

ました。

議長（白鳥金次君） ただいま当選されました1番 小田孝志議員、9番 高田佳久議員、13番 白鳥金次が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第6 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

議長（白鳥金次君） 追加日程第6 岳南広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

1番 小 田 孝 志 議 員

11番 山 本 光 俊 議 員

13番 白 鳥 金 次

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の議員を岳南広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の議員が岳南広域消防組合議会議員に当選されました。

議長（白鳥金次君） ただいま当選されました1番 小田孝志議員、11番 山本光俊議員、13番 白鳥金次が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程の追加

議長（白鳥金次君） 本臨時議会での議会の人事構成に伴い、正副議長が交代となりました。

お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第7 議席の一部変更についてを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第7 議席の一部変更についてを行うことに決定しました。

追加日程第7 議席の一部変更について

議長（白鳥金次君） 追加日程第7 議席の一部変更についてを行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長が議席を変更することができるとなっておりますので、議席の一部を変更したいと思います。

なお、町村議会の運営に関する基準及び当議会の慣例により、議長の議席を最終番、副議長の議席を最終2番とします。

それでは、変更議席表を配付します。

（議会事務局職員変更議席表を配付する。）

議長（白鳥金次君） 議会事務局長に変更の議席番号及び氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（鈴木明美君） 朗読いたします。

議員変更議席表、変更後をご覧ください。

1 番空席となります。

2 番 畔 上 恵 子 議員

3 番 小 林 仁 議員

4 番 志 鷹 慎 吾 議員

5 番 塚 田 一 男 議員

6 番 湯 本 るり子 議員

7 番 徳 竹 栄 子 議員

8 番 高 田 佳 久 議員

9 番 渡 辺 正 男 議員

10 番 湯 本 晴 彦 議員

11 番 山 本 光 俊 議員

12 番 小 林 克 彦 議員

13 番 小 田 孝 志 議員

14 番 白 鳥 金 次 議員

令和7年6月2日変更です。

以上です。

議長（白鳥金次君） お諮りします。ただいまお手元に配付しました変更議席表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更は変更議席表のとおり決定しました。

なお、ただいま決定した議席は、次の議会から着席願います。

ここで暫時休憩といたします。

（休憩）

（午後 4時37分）

（再開）

（午後 4時38分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（白鳥金次君） お諮りします。ただいま町長から山ノ内町監査委員の選任についての案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

同意第1号 山ノ内町監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

同意第1号を議会事務局より配付させます。

（議会事務局職員同意第1号を配付する。）

追加日程第8 同意第1号 山ノ内町監査委員の選任について

議長（白鳥金次君） 追加日程第8 同意第1号 山ノ内町監査委員の選任についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番 塚田一男議員の退席を求めます。

（5番 塚田一男議員退席）

議長（白鳥金次君） 提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第1号 山ノ内町監査委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、地方自治法第196条第1項及び第197条の規定により、山ノ内町監査委員の選任につ

いて議会の同意をお願いするものであります。

選任同意を得ようとする者の氏名等は次のとおりです。

住所、下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2999番地12。

氏名、塚田一男。

生年月日、昭和25年11月8日。

任期は、令和7年6月2日から議員の任期まで。

選任理由ですが、令和7年6月2日付で小林克彦氏から同日を持って辞職したい旨の願いが提出されたことから、地方自治法第198条の規定によりこれを承認し、後任の監査委員を選任するものです。

十分ご審議の上、同意をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 山ノ内町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

5番 塚田一男議員の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

（5番 塚田一男君復席）

議長（白鳥金次君） ここで、本臨時会の議事日程が追加日程により変更されたことから、変更後の議事日程を議会事務局より配付させます。

（議会事務局職員変更議事日程を配付する。）

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

本日の会議を閉議します。

議長（白鳥金次君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 令和7年第3回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

臨時会は本日1日の会期において、ご提案しました案件について全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

本日の臨時会におきまして、白鳥金次議長が新たに選出されたほか、第19代山ノ内町議会後期の編成が行われました。今後は議会に与えられた意思決定機関としての権限を十分に発揮され、今後の山ノ内町発展のため、行政運営に当たりまして、各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、間もなく6月議会定例会も予定されております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。
ありがとうございました。

閉 会

議長(白鳥金次君) これにて令和7年第3回山ノ内町議会臨時会を閉会とします。

長時間ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

山ノ内町議会議長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員